

京都市告示第 475号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成18年1月6日

京都市長 榎 本 頼 兼

公の施設の名称	京都市急病診療所 京都市休日急病内科小児科東診療所 京都市休日急病内科西診療所
指定管理者	京都市中京区聚楽廻松下町9番地 財団法人 京都市急病診療所
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)